

平成26年 2月26日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 伊藤勝巳 | 2番 | 川瀬知之 |
| 3番 | 鈴木みどり | 4番 | 那須英二 |
| 5番 | 三宮十五郎 | 6番 | 早川公二 |
| 7番 | 平野広行 | 8番 | 三浦義光 |
| 9番 | 横井昌明 | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実 | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博 | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信 | 18番 | 大原功 |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 7番 | 平野広行 | 8番 | 三浦義光 |
|----|------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

| | | | |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長 | 服部彰文 | 副市長 | 大木博雄 |
| 教育長 | 下里博昭 | 総務部長 | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼 福祉事務所長 | 山田英夫 | 開発部長 | 石川敏彦 |
| 教育部長 | 服部忠昭 | 総務部次長兼 総務課長 | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼 防災安全課長 | 伊藤久幸 | 民生部次長兼 健康推進課長 | 服部誠 |
| 民生部次長兼 福祉課長 | 前野幸代 | 民生部次長兼 介護高齢課長 | 佐野隆 |
| 開発部次長兼 商工観光課長 | 服部保巳 | 開発部次長兼 下水道課長 | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 渡辺安彦 | 教育部次長兼 生涯学習課長 | 八木春美 |
| 監査委員 事務局長 | 松川保博 | 財政課長 | 石田裕幸 |
| 秘書企画課長 | 山口精宏 | 税務課長 | 伊藤好彦 |
| 収納課長 | 山守修 | 市民課長兼 鍋田支所長 | 平野進 |

| | | | |
|--------|------|-----------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長 | 平野宗治 |
| 環境課長 | 鈴木浩二 | 総合福祉センター長 | 佐野隆 |
| 児童課長 | 渡辺秀樹 | 農政課長 | 半田安利 |
| 土木課長 | 橋村正則 | 都市計画課長 | 竹川彰 |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長 | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記 | 浅野克教 | | |

6. 議事日程

| | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第1号 平成26年度弥富市一般会計予算 |
| 日程第5 | 議案第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第8号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第9号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第11号 弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第12号 弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第13号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第14号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第15号 弥富市都市公園条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第16号 弥富市下水道条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第17号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第18号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第19号 弥富市道路占用料条例の一部改正について |

- 日程第23 議案第20号 市道の認定について
- 日程第24 議案第21号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第25 議案第22号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第23号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第24号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第25号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~  
午前10時00分 開会

議長（佐藤高清君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより本日の撮影、放映と、市側より撮影の許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成26年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。

これより会議に入ります。  
~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。
~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月25日までの28日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの28日間と決定しました。  
~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成26年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。
~~~~~

日程第4 議案第1号 平成26年度弥富市一般会計予算

日程第5 議案第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 平成26年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第 7 号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

議長（佐藤高清君） 日程第 4、議案第 1 号から日程第10、議案第 7 号まで、以上 7 件を一括議題とします。

服部市長に、平成26年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

平成26年度施政方針を申し上げます。

平成26年第 1 回弥富市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案などの説明に先立ちまして、平成26年度予算編成方針、並びに市政運営の基本方針と主要事業の大綱について、私の所信の一端を申し上げ、議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、7年にわたり市政のかじ取りを担わせていただきましたが、この平成26年度は任期 2 期目の最終年度になります。

市長就任以来、「活力みなぎる弥富」のまちづくりの実現を目指し、総合計画に掲げられた項目の実現と、新たに発生した課題の解決に、市民の皆様との協働で前向きに取り組んでまいりました。本年度も、こうした課題をしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

さて、我が国においては、最優先課題として経済再生に向けた取り組みが進められており、経済情勢好転への兆しが見られるものの、4月からの消費税増税や今後の社会保障制度の見直しなど、国民生活に影響の大きな課題が山積しており、我が国の先行きは引き続き不透明な状況にあります。

本市においても、財政の根幹をなす市税収入に若干の増加が見込まれるものの、歳出面では医療・介護などの社会保障関係経費が増大し続けていることに加え、公共施設の建設及び長寿命化などの財政負担が増加し、今後も厳しい財政状況は続くものと考えております。こうした状況のもとでも、私たちは子供から高齢者まで、誰もが安全で安心して笑顔で暮らせる行政サービスを提供していくためには、知恵を絞り、創意工夫を凝らし、前例に縛られない徹底した歳出の見直しを行うとともに、独自財源である税収を安定的に確保する必要があります。そして、そのためには、定住人口の増加、特に働く世代である生産年齢人口の増加が不可欠となってまいります。

我が国全体が人口減少傾向にある今日、定住人口を増加させることは容易なことではありません。

本市においては、快適で安全・安心なまちづくりのための基盤整備や防災・防犯施策を初め、子育て支援対策を最重要施策として拡充を図り、定住人口の増加に努めてまいりました。これからは、さらに将来を担う子供たちの体力・学力向上も視野に入れ、教育環境の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

それでは、平成26年度の予算の大綱について御説明申し上げます。

議案第1号平成26年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を145億2,000万円、前年度対比7.3%の増、前年を9億9,000万円上回る予算規模となりました。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

市税収入につきましては、前年度に引き続き固定資産税が伸び、前年度対比2.9%増、予算額として1億2,682万円の増を見込んでいます。市税全体では、前年度対比1.4%増の75億9,042万1,000円を見込んでいまして、歳入全体の52.3%を占めています。

本年4月1日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、地方消費税交付金が前年度対比30.5%増の5億6,000万円に、一方、地方交付税は前年度対比8.7%減の6億3,000万円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては23億7,440万3,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、市債として臨時財政対策債6億7,600万円を初めとして14億2,100万円を措置いたしました。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、ホームページコンテンツ管理システム導入事業、地域公共交通活性化事業など14億6,789万6,000円を計上いたしました。

3款民生費と4款衛生費につきましては、新白鳥保育所建設事業や子ども医療費助成事業、子育て支援対策事業費補助事業など、少子化対策、消費税率の引き上げに際し、低所得者の負担軽減対策として臨時福祉給付金支給事業や子育て世帯臨時特例給付金支給事業等、きめ細やかな対応を図るとともに、ごみ処理や資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むため75億9,013万5,000円を計上し、一般会計予算の52.3%を占めるものであります。

6款農林水産業費と8款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワーク整備事業費などの都市基盤整備事業に重点的に配分をし、17億9,570万8,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、津波・高潮対策として、高所の避難場所確保のため既存の公共施設の改修工事等、また防災ガイドブックの全戸配付によって市民の防災意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めるため7億6,877万6,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、小・中学校の校舎等の長寿命化事業を計画的に進めるための整備計画策定業務委託事業費など、教育環境の充実を図るため11億8,087万7,000円を計上い

たしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

議案第2号平成26年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づいた公共用地を先行取得するものでありますが、前年度対比75.1%減の3,224万円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比2.4%増の43億5,000万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比11.3%増の4億4,590万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成26年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定25億9,900万円、サービス事業勘定1,211万円を合わせ、前年度対比6.8%増の26億1,111万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、十四山東部地区の管渠布設工事・処理施設工事の完了により、前年度対比51.1%減の2億6,900万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、施行区域を北部地区に拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比1.3%増の9億5,000万円を計上いたしました。

申し述べました6つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比0.6%減の86億5,825万円を計上するものであります。

以上が、平成26年度一般会計予算、並びに6つの特別会計予算の概要でございます。

続きまして、市政運営に関する基本的な方針について申し上げます。

4月から弥富市総合計画後期基本計画がスタートいたします。この基本計画前期5年間においては、さまざまな取り組みを推進し、着実に成果を上げてまいりました。しかし、この間、東日本大震災の発生を初め、少子・高齢化、人口減少の進行、地方産業・経済の低迷、地方分権の進展など社会経済情勢の変化、また新たな市民ニーズなど、さまざまな課題が同時期に重なる時代の転換期にあります。こうした内外の動向を的確に対応しながら、「みんなで作るきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現に向けて後期基本計画を効果的に推進してまいります。

初めに、「定住と交流、活力を生むまちづくり」についてであります。

道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

広域幹線道路から県道、市道に至る道路ネットワークの整備促進は、極めて重要な課題であります。本市の新たな活力醸成の核となる港湾地域の整備と連携した都市計画道路名古屋

第3環状線や弥富名古屋線、本市の東西を結ぶ日光大橋西線、主要地方道名古屋十四山線につきましても、市域全体の均衡ある発展のため、今後も整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。また、橋梁など道路施設の高齢化が急速に進んでおり、橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画を策定し、安全で安心なまちづくりのため、道路整備や維持管理を計画的に進めてまいります。

地域公共交通の取り組みについて申し上げます。

コミュニティバスの運行につきましては、交通不便地域の解消や高齢者などの外出機会の確保などを目的として運行を行っているところでございます。しかし、利用者数は少なく、これまで運行時間やルートの見直しを行ってまいりましたが、利用者の伸びは微増であり、効果的な利用者の増加には結びついていません。今後も費用対効果を念頭に、運行方法など、地域公共交通活性化協議会を通してよりよい運営のあり方を検討してまいります。

情報化の推進の取り組みとして、市ホームページをより見やすい、使いやすい、魅力的なものにするため、全面リニューアルをいたします。年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが使いやすいホームページとなるようにアクセシビリティに配慮してまいります。

港湾地域の整備促進について申し上げます。

弥富ふ頭地区においては、アジア 1航空宇宙産業クラスター形成特区の指定を受け、民間航空機の主要部分の生産が進んでいるところであり、今後も次世代産業の拠点となるよう、国・県を初め関係団体と連携を図ってまいります。

また、鍋田ふ頭コンテナターミナルにおきましては、第3バース及び鍋田ふ頭への進入道路が供用開始され、物流拠点形成のさらなる促進や増加コンテナに対応するための新たなコンテナターミナル確保のために、国・県・名古屋港管理組合などに積極的に働きかけてまいります。

次に、「快適で安全・安心なまちづくり」についてであります。

防災対策の取り組みにつきましては、防災へ対策はもちろんのこと、災害時発生時に迅速かつ適切に対応し、誰もが安全で安心に暮らすことができるまちを目指し、引き続き取り組んでまいります。

近年の気候変動による局地的な大雨や台風の発生数の増大や大型化など、想定を上回る災害の発生が懸念されるところであり、行政による支援や救助といった公助にも一定の限界が生じることが考えられ、災害の被害発生を完全に防ぐことはできません。しかし、その被害を減らすことは可能であるという減災の考え方のもと、被害を軽減し、災害を乗り越えるために、自分の身は自分で守る自助、地域でお互いに助け合う共助との密接な連携が不可欠であります。この自助、共助において、地域の防災活動に取り組む組織、自主防災組織は大変重要なものであります。



平成25年度には、自主防災会の全体会を開催し、防災・減災知識の習得と連携を図りました。平成26年度も引き続き開催し、活性化を図ってまいります。また、防災リーダーの養成やまちづくり出前講座等を通じての啓発活動を行ってまいります。

また、避難場所の確保につきましては、弥富市南部地区防災センターが開館し、十四山中学校の屋外避難階段を設置いたしました。平成26年度には、白鳥小学校の北棟の屋上を避難できるように整備いたします。平成27年度以降も、計画的に整備に努めてまいります。

防犯・交通安全の取り組みにつきましては、自分たちの力で犯罪の発生に歯どめをかけようと地域の皆様が連帯して防犯パトロール等の自主的な防犯活動を行う取り組みが行われ、犯罪防止に成果を上げているところでございます。市内では、現在11の自主防犯団体が結成され、うち8団体は車でのパトロールを行う青色防犯パトロール隊として防犯活動を精力的に行っているところでございます。平成26年度には、全コミュニティ単位で青色防犯パトロール隊が結成されるよう働きかけてまいります。

夜間の犯罪防止及び市民の安全を図るための防犯灯について、平成26年度も引き続きLED化を図ってまいります。

交通安全につきましては、警察、交通安全推進協議会などとの連携のもと、交通指導員による交通指導を初め、市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。平成25年中は、愛知県の交通事故死者は219名で、連続全国ワーストワンとなりました。本市においては、1名の方がお亡くなりになりました。平成24年比5名減ではございますが、引き続き死亡事故の根絶を目指してまいります。

環境への取り組みにつきましては、地球温暖化という環境問題は、私たちの生活基盤にかかわる極めて重要な問題であります。次の世代に豊かな自然環境を継承していくためには、CO<sub>2</sub>削減の取り組みは世界的な喫緊の課題であります。環境教育や啓発活動を積極的に推進し、環境保全意識の高揚を図ってまいります。市としても、温室効果ガスの排出を積極的に抑制するため、新たな公共施設建設時に太陽光発電の導入や低公害車の導入などにより地球温暖化防止に努めてまいります。

廃棄物処理等環境衛生の取り組みといたしましては、ごみの減量化、資源化につきましては、家庭用生ごみ処理機、生ごみ処理槽の設置及び自治会などによる資源ごみの集団回収に対して支援するとともに、市民と行政が協働してごみ減量とリサイクルの取り組みを引き続き推進してまいります。

下水道整備の取り組みにつきましては、公共下水道事業につきまして、引き続き国道1号南側の前ヶ須地区、平島北部地区の整備を推進するとともに、弥富市北部の住宅地域の整備促進を図るべく、かおるヶ丘団地、ポプラ台団地の整備に着手する予定でございます。今後も供用開始区域の普及促進を図り、普及率の向上に努め、公共下水道の管渠の整備を計画的

に実施し、事業区域の拡大に取り組んでまいります。

また、農業集落排水事業におきましては、事業計画区域全域の整備が完了し、平成26年度に十四山東部浄化処理場が新たに供用開始する見込みですが、引き続き各処理場の施設管理等について、効率的で健全な運営に努めてまいります。

次に、「健やかでやさしいまちづくり」についてであります。

健康づくり・医療体制の充実の取り組みについて申し上げます。

市民一人一人が健康寿命を延ばし、生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、健康増進計画に基づき、医療機関と連携のもと、さまざまな検診事業体制の確立に向け、各種がん検診の充実に努めてまいります。引き続き胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん検診につきましては、御希望の方全員が検診できる体制を整えてまいります。

予防接種事業につきましては、引き続き乳幼児の定期予防接種費用を全額公費負担とし、また高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種につきましては、一部公費負担として実施してまいります。愛知県内での予防接種広域化の実施に伴い、乳幼児の定期予防接種につきましては、市外のかかりつけ医師等での接種機会の拡大を図ってまいります。また、県外での接種者につきましても、乳幼児の定期予防接種及び高齢者インフルエンザの接種費用について、同様に全額または一部を公費負担といたします。

医療体制の充実につきましては、地域ニーズを踏まえた地域医療支援病院として、地域医療を支える基幹医療機関である海南病院に対し、引き続きこの地域全体で財政支援をしてまいります。平成25年9月に救命救急センター及び地域中核災害拠点病院の指定を受け、第3次救急医療病院としての役割も重要であり、さらなる救急患者に対応できるものであります。

高齢化社会を間近に迎え、自分の健康は自分で守る必要があります。その一助となるよう、気軽に運動のできる健康遊具を備えた公園の整備をしてまいります。

地域福祉の充実への取り組みにつきましては、高齢者や障がい者の方が地域で支え合いながら安心して暮らせるよう、市及び県、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携を図り、総合的な支援を引き続き進めてまいります。

高齢者や障がい者等の方々を支える地域づくりの取り組みとして、昨年10月から立ち上げましたささえあいセンターの組織の充実を図ってまいります。

子育て支援の取り組みにつきましては、平成26年度で弥富市次世代育成支援地域行動計画後期計画の期間が終了することに伴い、これまでの取り組みを踏まえ、新たに子供・子育て支援事業計画を策定し、次代の社会を担う子供たちが心身ともに健やかに育ち、子供を産み育てる者が真に喜びを感じることができる社会の実現に向け、多面的な子育て支援施策を推進してまいります。

保育サービスの充実につきましては、新白鳥保育所建設事業の本体工事を施工し、平成27

年1月から保育が開始できるよう努めてまいります。さらには、津波などの災害対策として、十四山保育所に避難用外階段設置等工事の設計を実施してまいります。

保育料につきましては、消費税増税を含め、国民負担の増大が予想される平成26年度の改正は見送り、引き続き据え置きとさせていただきます。

放課後児童健全育成事業の推進につきましては、平成27年度から児童クラブの受け入れ児童の年齢拡大に向けて、拡充が必要な施設の整備を進めてまいります。

国の好循環実現のための経済対策としての子育て世帯臨時特例給付金の支給や、愛知県の施策であります子育て支援減税手当を支給し、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図ってまいります。

高齢者支援の取り組みについて申し上げます。

全ての高齢者の方々が、生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を基本とし、「老いても健康 介護になっても安心できる まちづくり」を目指してまいります。

さらには、平成26年度で第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の計画期間が終了することから、平成27年度から3年間の第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に向けて取り組んでまいります。総合福祉センターや十四山総合福祉センターを高齢者福祉の拠点とし、社会福祉協議会やシルバー人材センター、福寿会への支援など、高齢者が社会参加できる環境づくりを引き続き努めてまいります。ひとり暮らしなどの高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、給食サービスや緊急通報システムの設置を初め、在宅生活を支援するための各種福祉サービスの提供を引き続き行ってまいります。

障がい者支援の取り組みにつきましては、平成26年度で障がい者計画・第3期障がい福祉計画の計画期間が終了することから、平成27年度から3年間の障がい者計画・第4期障がい福祉計画の策定に向けて取り組み、引き続き障がいのある方一人一人が尊厳を持って地域の中で自立した生活ができるよう支援してまいります。また、新たな聴覚障がい者などの方からの相談を円滑に行うために、福祉課に手話通訳者を設置してまいります。さらには、認知症、知的障がいや精神障がい等のために判断能力が不十分な方々を支援するために、成年後見相談事業を実施してまいります。

国民健康保険運営につきましては、対象となる被保険者数は減少傾向にありますが、保険給付費は年々増加傾向にあります。被保険者には、高齢者や無職者を多く含み、保険給付費の伸びに見合う財源の確保など、厳しい状況が考えられます。医療費の状況は、循環器系の疾患や生活習慣病関連の疾患が全体の半数近くを占めており、医療費増加の主な要因として考えられ、さらに被保険者の年齢構成を見ると60歳から74歳の加入者が多く、医療費の増加に大きな影響を及ぼしています。今後も、特定健康診査・特定保健指導の一層の推進、ジェ

ネリック医薬品の利用促進等、効果的かつ効率的に事業を推進し、事業運営の健全化を図ってまいります。

後期高齢者医療制度は、保険者である広域連合との連携業務も順調であり、制度の適正な運営に努めてまいります。

国民年金制度は、長寿化により老後期間が伸長する生活を維持する上で重要な支えになるものであります。制度の重要性など、正しい理解を一層深めてまいります。

また、国の施策であります臨時福祉給付金を支給してまいります。これは、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、低所得者への負担軽減のための暫定的、臨時的な措置として、課税されている方に扶養されている方や、生活保護制度の被保護者の方などを除いた市民税均等割が課税されていない方を対象に給付するものであります。

次に、「人が輝き文化が薫るまちづくり」についてであります。

学校教育につきましては、児童・生徒の生きる力を育むという理念を実現するために、各小・中学校を積極的に支援してまいります。グローバル化の進む中で、次世代を担う児童・生徒に国際的な視野を持たせるためにALT事業を継続し、各全小・中学校に英語指導助手を配置してまいります。

学校教育における平和教育推進事業の一環として、平和のとうとさや命の大切さなどを学習し、実践的な態度を身につけるために、中学2学生を広島に派遣いたします。

また、学習支援として特別非常勤講師を配置するとともに、特別支援教育支援員も増員配置し、引き続き授業における児童・生徒へのよりきめ細やかな対応をしてまいります。

喫緊の課題でありますいじめや不登校などの対策として、小学校高学年、中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査を実施し、学級満足度や学校生活意欲度を客観的に分析することにより個々の状況を把握し、いじめなどの早期発見や防止に努めてまいります。

平成25年4月、過大規模校の解消に向け、日の出小学校を開校することができました。一方では、少子化に伴い、毎年児童・生徒数の減少が見られ、学年1学級15名以下となる学校もあります。今後、学校運営に支障を来すことも考えられ、学校適正規模検討委員会において市全体の小・中学校の望ましいあり方について検討を継続してまいります。

学校施設整備につきましては、小・中学校の校舎・体育館等の耐震化は完了いたしました。しかし、国において、体育館つり天井等の非構造部材の耐震強化として撤去の方針が打ち出されました。小・中学校の体育館は地域の避難場所にもなりますので、平成26年度は、弥生、桜、大藤、十四山西部小学校の体育館つり天井等の撤去工事をし、安全確保に努めてまいります。他の学校につきましては、順次工事ができるよう設計費を計上いたしました。

小・中学校の建物は、建築後30年を超えた建物が多くありますので、計画的に施策を講じるため、建物調査を行って長寿命化に努めてまいります。

生涯学習社会の形成の取り組みにつきましては、社会が大きく変化する中で、生活の質の向上を目指す生涯学習への意欲はますます高まっています。市民が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域を通じて、いつでも、どこでも主体的に学ぶことができる生涯学習社会の形成の実現に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、長寿社会を見据え、市民一人一人が自己の人格を磨きながら学習・文化活動に親しみ、豊かな市民の交流が育まれるよう、子供から高齢者まで各ライフステージに沿った各種講座・教室を充実し、市民主体の学習・文化活動の推進に努めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、各地区に伝わる伝統芸能の発表の場を提供するとともに、伝承者の育成支援に努め、幅広い年齢層に文化芸術に触れる機会を提供してまいります。

青少年の健全育成につきましては、関係機関が一体となって取り組むとともに、青少年問題協議会の活動を強化し、青少年健全育成推進大会等の事業を実施し、市民主体による青少年健全育成の機運を高めてまいります。

施設整備では、総合社会教育センター公民館ホール舞台装置等の改修工事を実施し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

図書館につきましては、効率よく資料を収集し、他市町村の図書館と資料の相互貸借により市民の読書ニーズに応えるとともに、読み聞かせや講演会を開いて読書欲の向上を図り、市民の方々が気軽に利用できるような運営に努めてまいります。

施設整備では、図書館空調設備の改修工事を実施し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、スポーツを地域の中で育てていく文化として捉え、スポーツを通じ、市民の皆様の健康の保持・増進に寄与し、コミュニティ活動の活性化を図ります。また、地域において子供から高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が参加できる総合型地域スポーツクラブの運営支援や、スポーツ推進委員や体育協会との連携のもと、積極的にニュースポーツの普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、おみよしテニスコート、木曾川グラウンドの一部整備工事を実施し、市民が安心・安全で快適にスポーツを楽しめるよう、運動施設の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、「豊かで活力に満ちたまちづくり」についてでございます。

農業振興の取り組みにつきましては、平成25年度からスタートした経営所得安定対策につきまして、引き続き制度の円滑な実施に向け取り組んでまいります。

また、農地の多面的機能に着目し、農地を維持する活動や水路、農道などの地域資源の質的向上、景観の保全など、農村の幅広い共同活動を支援する事業として、平成26年度新たに創設される日本型直接支払制度を推進してまいります。

観光資源の活用と地場産業の振興につきましては、三つ又池公園において、平成21年度から始めましたボランティアの皆さんによる芝桜の植栽も、5年間で7万3,000株を植栽することができました。平成26年度も植栽を進めてまいります。この芝桜の開花に合わせたイベント芝桜まつりは大変好評で盛況であります。引き続き開催をしてまいります。

中部国際空港セントレアでの金魚展示など、各種イベントにおいてキャラクターである「きんちゃん」やそのグッズを活用し、弥富市を国内外に広くPRしてまいります。

港湾地域において、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇、工場立地法の緑地面積率等の規制緩和特例措置により、立地企業を支援してまいります。また、小規模企業等振興資金の保証料補助を行い、引き続き市内の中小企業の経営維持・安定化に向けて支援してまいります。

次に、「共につくる自立したまちづくり」についてであります。

市民と行政との協働のまちづくりの推進の取り組みにつきましては、限られた経営資源を有効に活用し、個性的で自立した自治体を創造・経営していくためには、住民と行政との協働のまちづくりの形成が必要不可欠であり、市民と行政が相互の理解と信頼のもとで目的を共有し、多様な分野において連携・協力していくことが重要であります。

情報・意識の共有化として、広報紙やホームページ、出前講座など、広報活動の充実に努めるとともに、メールや御意見箱、アンケート調査等を活用した広聴活動の充実に努め、市民の皆様の参加する側の視点に立って、情報をわかりやすく、積極的に公開する姿勢で取り組んでまいります。

各種審議会や委員会の委員の公募やパブリックコメントの実施など、市民参画体制の充実を図り、政策形成過程からその見直しまでの市民の参画を促進します。まちづくりは、行政だけが担うものでも特定の市民だけが担うものではなく、さまざまな市民との連携・協力により進めていくものであります。

地域の見守り活動や環境保全、美化など、地域の課題への自主的な取り組みも行われ、行政主導での形式的な参加ではなく、市民みずからがまちづくりの主体としてかわり、社会参加されております。このような市民の公益活動を支援するとともに、地域づくり補助金制度による支援を引き続き行ってまいります。

行政改革の推進の取り組みにつきましては、弥富市行政改革大綱のもと、引き続き歳入の確保、歳出の削減、業務のアウトソーシングの推進などを着実に実行し、効率的な行政運営を目指します。

また、広域行政として名古屋市を中心とした大都市圏域として、連携の強化を図ります。

市民サービスの向上では、納税者の皆様の利便性の向上を図るため、平成24年度からの軽自動車税、国民健康保険税に引き続き、市・県民税、固定資産税にコンビニ収納を導入いたします。

人事行政の取り組みについては、社会経済情勢の変化を的確に捉え、政策に反映していく能力の開発に向けた各種職員研修を実施しながら、市役所とは真に市民の役に立つところであるという意識のもとに、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ってまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と予算の大綱、並びに主な施策の概要を申し述べさせていただきます。これからの成熟社会にふさわしいまちづくりに向けた新たなステップに踏み出すことを強く意識し、引き続き未来を見据え、目的地を見失うことなく、未来へつなぐ挑戦に全力を尽くしてまいります。

どうぞ議員の皆様、市民の皆様、引き続き御支援と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、本日上程いたしました予算案、並びに各議案につきまして慎重審議を賜り、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、新年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開を10時50分とします。

~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第11 議案第8号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について

日程第12 議案第9号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について

日程第14 議案第11号 弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について

日程第15 議案第12号 弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について

- 日程第16 議案第13号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 市道の認定について
- 日程第24 議案第21号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第25 議案第22号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第23号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第24号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第25号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第11、議案第8号から日程第28、議案第25号まで、以上18件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件、条例関係議案12件、予算関係議案5件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定につきましては、消費税法及び地方税法の改正により、使用料について消費税率相当額を加算するため、各条例の一部を改正するものであります。

議案第9号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正につきましては、大規模災害からの復興に関する法律の施行により、同法に規定する災害派遣手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正につきましては、消費税と地方消費税とを合わせた税率が8%に引き上げられることにより、使用料の額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市青少年問題協議会条例の一部改正につきましては、地方青少年問題協議会法の改正により、市の条例で会長の選任及び委員の任命基準を定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正につきましては、

社会教育法の改正より、市の条例で社会教育委員の委嘱基準を定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正については、弥富市日の出児童クラブを分割して2つの児童クラブを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号弥富市子育て支援センター条例の一部改正については、弥富市ひので子育て支援センターを移転するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号弥富市都市公園条例の一部改正及び議案第16号弥富市下水道条例の一部改正については、消費税法及び地方税法の改正により、使用料について消費税相当額を加算するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市污水处理施設条例の一部改正については、十四山東部地区の農業集落排水事業が完了、供用開始に伴い、十四山東部処理場を追加し、並びに消費税法及び地方税法の改正により、使用料について消費税等相当額を加算するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正については、十四山東部地区の農業集落排水事業の完了に伴い、分担金算定基準を統一するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号弥富市道路占用料条例の一部改正については、消費税と地方消費税とを合わせた税率が8%に引き上げられることにより、占用料の額を改定し、並びに道路法施行令の改正により、占用料の免除対象に係る規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号市道の認定については、道路整備事業に伴い、関係路線を市道として認定するものであります。

議案第21号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,026万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を139億3,745万円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、市税2億1,740万円、特別とん譲与税1,200万円、地方消費税交付金1,200万円、国からの道路改良工事補助金902万5,000円、学校施設環境改善交付金6,767万円、地域の元気臨時交付金2,472万円、学校施設整備事業債1億6,090万円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、公共施設整備基金積立金6,887万3,000円、民生費におきましては障害者自立支援給付支払い等システム改修委託料378万円、障害児通所給付費830万4,000円、農林水産業費におきまして、湛水防除排水機管理補助金320万円、県営緊急農地防災事業負担金160万円、土木費におきましては、橋梁維持

修繕負担金106万2,000円、教育費におきましては、小学校修繕等工事請負費 2 億3,700万円及び工事に伴う設計監理委託料390万円であります。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第22号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第23号平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において介護保険事務処理システム改修委託料50万円を計上し、歳入歳出予算の総額を24億2,795万8,000円とするものであります。

そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

サービス事業勘定においては、一般会計繰出金406万8,000円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を1,617万8,000円とするものであります。

議案第24号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,680万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5 億2,338万9,000円とし、地方債の補正を計上するものであります。

そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第25号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,890万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億455万6,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳出予算の主な内容にといたしましては、海部南部水道企業団に支払う使用料徴収事務負担金100万円であります。

そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終的に調整した結果の補正予算であります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 議案は関係部長に説明をさせ、補正予算は説明を省略させます。

まず、佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 議案第8号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定についてでございますが、26枚をはねていただきますと、条例のあらましがつけてございます。その条例のあらましをごらんください。これに基づき、説明申し上げます。

第1に、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税の課税対象となる、ここに掲げております1から16までに掲げる公の施設の使用料の改定を行うものでございます。

第2に、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

第3に、平成26年4月1日に行う利用の許可に係る使用料については、なお従前の例によるものでございます。

次に、議案第9号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

第1に、大規模災害からの復興に関する法律の施行により、同法の規定により弥富市に派遣された職員に対して災害派遣手当を支給するため、改正を行うものでございます。

第2に、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第10号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について、説明申し上げます。

第1に、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税の課税対象となる行政財産目的外使用料の額の改定を行うものでございます。

第2に、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

第3に、この条例の施行の日、平成26年4月1日でございますが、その前に許可した行政財産の目的外使用の期間が平成26年度以後にわたる場合において、施行日以後の期間に係る使用料については、改正後の弥富市行政財産目的外使用料条例の規定を適用するものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） それでは、議案2件の条例改正につきましては、国の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために整備された第3次一括法関係によるものでございます。

議案第11号弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について、これは国の地方青少年問題協議会法の改正により、それまで法で定めていた会長及び委員の任命基準の規定が削られたため、協議会の会長及び委員の任命基準を市の条例で定める必要があるからでございます。そこで、法で削除された条文に沿った任命基準とした改正をしております。

新旧対照表をごらんください。

改正案としまして、2条2項に任命の基準を追加し、第3項に任期を定める条文を追加したということでございます。さらに第3条で、会長は市長をもって充てることとしております。また、他の条例との整合性から「委嘱する」を「任命する」に改正し、第7条に協議会の庶務は生涯学習課で処理することの追加でございます。

続きまして、議案第12号弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらの社会教育委員の定数等に関する条例についても改正の趣旨は同様でございます。

社会教育委員法の改正により、法に定められている委嘱の基準が削られたため、条例で定めるものでございます。

新旧対照表をごらんください。

内容につきましては、省令で定められている審査基準のとおりとし、第2条として追加したものでございます。以下については、条文の繰り下げでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 議案第13号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

弥富市児童クラブ施設条例の一部を改正する条例新旧対照表、第1条、設置についてでございますが、現在の日の出児童クラブの西側に新たに日の出児童クラブの施設を設置し、定員を従来の50名を100名とし、施設内を日の出第一児童クラブと日の出第二児童クラブとし、位置を弥富市平島町中新田104番地1とするものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第14号弥富市子育て支援センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

弥富市子育て支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表、第1条、設置についてでございますが、現在のひので子育て支援センターはひので保育所内にございますが、現在の日の出児童クラブの後に移転するため、所在地を弥富市平島町中新田106番地1に変更するものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 議案第15号弥富市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、消費税法等の一部改正に伴い、改正するものでございます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

別表中、都市公園において行為をする場合の使用料について、現行「320円」を「300円」に、「2万1,000円」を「2万円」に、「5,250円」を「5,000円」とし、備考に、「許可の期間が1月未満の場合は、上記の額に100分の108を乗じて得た額とする。」を加えるものでございます。

この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第16号弥富市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市下水道条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1.消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、下水道使用料の額を改定するものでございます。

2.この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

3.平成26年4月1日前から継続して使用されている下水道で、同日以後最初に額が確定するものの使用料に対する税率は、一部を除き、なお従前の例によるものでございます。

続きまして、議案第17号弥富市汚水処理施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市汚水処理施設条例の一部改正する条例のあらましをごらんください。

1.汚水処理施設の設置について、新たに十四山東部処理場が供用を開始することに伴い、最終処理場施設の名称、所在地及び汚水処理区域について追加を行うものでございます。

2.加入により新たに汚水処理施設の工事が必要となる場合の工事費等を加入分担金に含めないこととし、新規加入者は、その場合において加入分担金とは別に当該工事に係る費用を負担するものでございます。

3.消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税と地方消費税を合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、汚水処理施設使用料の改定を行うものでございます。

4.この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

5.平成26年4月1日前から継続して使用されている汚水処理施設で、同日以後最初に額が確定するものの使用料に対する税率は、一部を除き、なお従前の例によるものでございます。

続きまして、議案第18号弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

内容といたしましては、十四山地区の農業集落排水事業が全て完了するのに伴い、分担金の算出根拠を旧弥富町地区の考え方に合わせるものです。算定の根拠を、居住者及び従業員の人数としていたものを、建築物を建築する際に浄化槽を設置しようとした場合の人槽を基準とするものに変えるものでございます。

続きまして、議案第19号弥富市道路占用料条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

内容といたしましては、第2条第2項におきまして、消費税法及び地方税法の一部を改正により、平成26年4月1日から消費税と地方消費税を合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、「1.05」を「1.08」に改めるものでございます。

次に、第3項第1号におきまして、道路法施行令の改正による規定整備のため、国の行う事業に係る道路占用についての占用料の徴収に関する部分を削除するものでございます。

この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第20号市道の認定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容につきましては、住宅開発事業区域内の道路新設に伴い、市道綱浦285号線のほか3路線の認定をさせていただくものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案18件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案18件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~  
午前11時14分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光